（別紙６）

**「適切かつ合理的な方法」、「相当措置」、「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」、及び「本人の求めに応じて提供する当該必要な措置に関する情報」**

　個人情報取扱規程第28条に定める「適切かつ合理的な方法」及び「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」は以下のとおりとする。

**１　適切かつ合理的な方法**

　「外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合」及び「同一の企業グループ内で個人データを移転する場合」ついて、それぞれ以下に定めるとおりとする。

**（１）外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合**

提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等において定める。

**（２）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合**

提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等において定める。

**２　相当措置（法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置）**

　当社が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合についての具体的な措置は、以下に定める事項のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第15条【17条】 | 利用目的の特定 | 委託契約において、外国にある事業者による利用目的を特定する。 |
| 法第16条【18条】 | 利用目的による制限 | 委託契約において、委託の内容として、外国にある事業者による利用目的の範囲内での事務処理を規定する。 |
| 法第16条の２【第19条】 | 不適正な利用の禁止 | 委託契約により外国にある事業者による違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用を禁止する。 |
| 法第17条【第20条】 | 適正な取得 | 外国にある事業者が委託契約に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば、不正の手段による取得ではない。 |
| 法第18条【第21条】 | 取得に際しての利用目的の通知等 | 日本にある個人情報取扱事業者から顧客に対して利用目的の通知等をする。 |
| 法第19条【第22条】 | データ内容の正確性の確保等 | 委託契約によりデータ内容の正確性の確保等について規定するか、又は、データ内容の正確性の確保等に係る責任を個人データの提供元たる個人情報取扱事業者が負うことになる。 |
| 法第20条【第23条】 | 安全管理措置 | 委託契約により外国にある事業者が安全管理措置を講ずる旨を規定する。GL（通則編）「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照。 |
| 法第21条【第24条】 | 従業者の監督 | 委託契約により外国にある事業者の従業者の監督に係る措置を規定する。 |
| 法第22条【第25条】 | 委託先の監督 | 委託契約により外国にある事業者の再委託先の監督に係る措置を規定する。  ①適切な委託先の選定  ②委託契約の締結  ③委託先における個人データ取扱状況の把握 |
| 法第22条の２【第26条】 | 漏えい等の報告等 | 委託契約により、外国にある事業者において法第22条の2【第26条】第1項に定める報告義務の対象となる個人データの漏えい、滅失又は毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態（以下「報告対象事態」という。）が発生した場合に、日本にある個人情報取扱事業者が個人情報保護委員会への報告及び本人通知に係る措置を講ずることについて明確にする。 |
| 法第23条【第27条】 | 第三者提供の制限 | 委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。 |
| 法第24条【第28条】 | 外国にある第三者への提供の制限 | 委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。  外国の事業者から更に外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合には、法22条【第25条】の委託先の監督義務のほか、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保する。 |
| 法第27条～第33条【第32条～第38条】、第35条【第40条】 | 保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理 | 提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当する場合には、委託契約により、日本にある個人情報取扱事業者が保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等、理由の説明、開示等の請求等に応じる手続、手数料、苦情の処理に係る義務を履行することについて明確にする。  なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。 |

**３　第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置**

　「第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置」は以下の（１）及び（２）のとおりとする。

**（１）当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること**

【相当措置の実施状況の確認に該当する事例】

事例 1）外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供 先の基準適合体制を整備している場合は、当該契約の履行状況を確認すること

事例 2）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合は、当該プ ライバシーポリシーの履行状況を確認すること

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

事例1）事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例2）事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

**（２）当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第 26 条の2第2項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること**

【支障発生時の必要かつ適切な措置に該当する事例】

事例）日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請すること

【相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例】

事例1）日本にある個人情報取扱事業者が提供先である外国にある事業者との間で委託契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合で、当該提供先が当該委託契約上の義務の一部に違反して個人データを取り扱っている場合に、これを是正するよう要請したにもかかわらず、当該提供先が合理的な期間内にこれを是正しない場合

事例2）外国にある事業者において日本にある個人情報取扱事業者から提供を受けた個人データに係る重大な漏えい等が発生した後、同様の漏えい等の発生を防止するための必要かつ適切な再発防止策が講じられていない場合

**４　相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供**

**（１）情報提供の方法**

　本人に対する情報提供は、下記（２）で本人への提供が求められる情報を本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行う必要がある。なお、提供する情報は本人にとって分かりやすいものであることが重要である。

【適切な方法に該当する事例】

事例 1）必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法

事例 2）必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法

事例 3）必要な情報を本人に口頭で説明する方法

事例 4）必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法

**（２）提供すべき情報**

個人情報取扱事業者は、本人の求めを受けた場合には、遅滞なく、次の①から⑦までの情報を本人に提供しなければならない。

|  |
| --- |
| ①当該第三者による相当措置の整備の方法  ②当該第三者が実施する相当措置の概要  ③「当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること」の頻度及び方法  ④当該外国の名称  ⑤当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要  ⑥当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要  ⑦上記⑥の支障に関して上記３（２）により個人データの当該第三者への提供を停止することの概要（必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。） |

①当該第三者による相当措置の整備の方法

【基準適合体制を整備する方法についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備している場合

事例）「提供先との契約」である旨の情報提供を行うこと

②当該第三者が実施する相当措置の概要

【相当措置の概要についての情報提供に該当する事例】

事例）「契約において、特定した利用目的の範囲内で個人データを取り扱う旨、不適正利用の禁止、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託の禁止、漏えい等が発生した場合には提供元が個人情報保護委員会への報告及び本人通知を行う旨、個人データの第三者提供の禁止等を定めている」旨の情報提供を行うことと

③「当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること」の頻度及び方法

【確認の方法及び頻度についての情報提供に該当する事例】

事例）

(i)外国にある第三者による相当措置の実施状況についての確認の方法及び頻度

「毎年、書面による報告を受ける形で確認している」旨の情報提供を行うこと

(ii)当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度

「毎年、我が国の行政機関等が公表している情報を確認している」旨の情報提供を行うこと

④当該外国の名称

「外国の名称」の情報提供においては、提供先の第三者が所在する外国の名称が示されていれば足り、それに加えて、当該第三者が所在する州等の名称を示すことまでは求められない。もっとも、本人が外国にある第三者における自己の個人データの取扱状況等について把握できるようにするという制度趣旨を踏まえると、例えば、州法において外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度が存在する等、州法に関する情報提供が本人による当該第三者における個人データの取扱状況等の把握に資する場合には、当該第三者が所在する州を示した上で、当該制度についても情報提供を行うことが望ましい。

⑤当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】

事例 1）「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度が存在する」旨の情報提供を行うこと

事例 2）「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度が存在する」旨の情報提供を行うこと

⑥当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

事例）「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていた」旨の情報提供を行うこと

⑦上記⑥の支障に関して上記３（２）により個人データの当該第三者への提供を停止することの概要（必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。）

【相当措置の実施に関する支障に関して個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要についての情報提供に該当する事例】

日本にある個人情報取扱事業者が外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合において、提供元及び提供先間の契約を締結することにより、当該提供先の基準適合体制を整備しているものの、当該提供先が当該契約において特定された利用目的の範囲を超えて、当該個人データを取り扱っていた場合

事例 1）「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請した」旨の情報提供を行うこと

事例 2）「提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、個人データの提供を停止した」旨の情報提供を行うこと

**（３）情報提供に支障が生ずる場合**

情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に 著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】

事例）同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情 報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによっ て他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障 を及ぼすおそれがある場合

**（４）情報提供しない旨の決定を行った際の通知等**

本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

この場合、個人情報取扱事業者は、本人に対し、情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。